

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)  
に対する意見募集の結果

| No. | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方  | 命令等への反映の有無 |
|-----|--|---|------------|
| 1   | <p>本規定の実施に関して、弊社側では特に異論等はありません。ただし、本規定につきましては、地方公共団体情報システム機構(以下、「J-LIS」といいます)から送信される特定署名用電子証明書記録情報(以下、「記録情報」といいます)の信ぴょう性が担保されていることが前提となると思慮いたします。従いまして、通信および記録媒体の郵送におけるセキュリティ基準を明確化して運用することが求められるものと想定されます。</p>  | <p>ご意見ありがとうございます。通信の暗号化等により、特定署名用電子証明書記録情報が安全に署名検証者等に提供されるよう、サービスの開始に向けて取り組んでまいります。</p>   | なし         |
| 1   | <p>本規定の実施に関して、弊社側では特に異論等はありません。一方で、弊社を始めとした署名検証者がJ-LISより記録情報を取得する主要な理由として利用者の記載情報が変更になる場合が想定されますが、現状のJ-LISの仕組みだと、利用者自身の申し出がなければ、当該変更が発生したことを署名検証者が検知することは難しい状況でございます。従いまして、本規定をより実益の伴うものとするべく、本規定の実施に伴い、利用者の記載情報の変更が発生した場合にJ-LISから署名検証者等に対してPUSH通知等を送信するような仕組みについて、関係者間で前向きにご検討いただきたく存じます。</p> | <p>今回の仕組みでは、署名検証者等が、利用者から受領した署名用電子証明書の現況確認によって、失効したことを確認した際に、特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めることとしています。このため、署名検証者等は、現況確認により署名用電子証明書の失効を確認したことをもって、署名用電子証明書の記録情報の変更等があったことを把握することができます。したがって、ご指摘のような地方公共団体情報システム機構から署名検証者等に対する、記録情報の変更等に係るプッシュ通知等は検討しておりません。</p> | なし         |